

資料編

1 令和2年度碧南市地域福祉計画策定委員会 委員名簿

	役職名	委員氏名	団体名
1	委員長	河原 厚司	碧南市民生委員児童委員協議会
2	職務代理	杉浦 邦俊	碧南市社会福祉協議会
3		長谷 基宏	碧南市連絡委員
4		禰宜田 知司	碧南市老人クラブ連合会
5		古井 露子	碧南市主任児童委員
6		鈴木 たか子	碧南市身体障害者福祉協会
7		牧野 昭彦	碧南市手をつなぐ育成会
8		對馬 幸司	社会福祉法人櫻の木乳幼児福祉会
9		服部 千代美	碧南市健康推進員
10		磯貝 雅樹	碧南市おやじの会連絡会
11		永坂 幸子	碧南市ボランティア連絡協議会
12		鳥居 寛英	碧南保護区保護司会 碧南支部
13		立花 明德	碧南市小中学校校長会
アドバイザー			
		野尻 紀恵	日本福祉大学教授

2 碧南市地域福祉計画策定委員会規程

平成17年5月30日

碧南市訓第12号

(設置)

第1条 碧南市地域福祉計画を策定するに当たり、広く市民の要望及び意見を反映させるため、碧南市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、碧南市地域福祉計画が策定されるまでの期間とする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、市長が任命する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、福祉こども部福祉課において処理する

3 ヘキなん地域福祉ハッピープラン策定の経緯

実施日	内容
令和2年4月22日(水)	第1回碧南市地域福祉計画策定委員会作業部会
令和2年5月(書面開催)	第1回碧南市地域福祉計画策定委員会
令和2年5月22日(金)から 令和2年6月4日(木)まで	市民意識調査
令和2年6月26日(金)から 令和2年7月10日(金)まで	団体等ヒアリング調査
令和2年7月27日(月)から 令和2年8月21日(金)まで	第1回地域福祉推進会議(6地区)
令和2年9月1日(火)	第2回碧南市地域福祉計画策定委員会作業部会
令和2年9月9日(水)	第2回碧南市地域福祉計画策定委員会
令和2年9月9日(水)から 令和2年9月30日(水)まで	第2回地域福祉推進会議(6地区)
令和2年10月27日(火)	第3回碧南市地域福祉計画策定委員会
令和2年11月5日(木)	第3回碧南市地域福祉計画策定委員会作業部会
令和2年12月10日(木)	福祉健康部会(市議会)報告
令和3年1月4日(月)から 令和3年2月3日(水)まで	パブリックコメント*募集
令和3年2月9日(火)	第4回碧南市地域福祉計画策定委員会作業部会
令和3年2月26日(金)	第4回碧南市地域福祉計画策定委員会

4 用語解説

あ行

アウトリーチ	積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること。加えて、生活上の課題を抱えながらも自ら援助にアクセスできない個人や家族に対して、家庭や学校等への訪問や、当事者が出ていきやすい場所での相談会の開催などのほか、早期支援につながるよう積極的な地域ネットワークづくりに取り組むことも含まれる。
--------	---

か行

共生型サービス	ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどについて、高齢者や障害者が共に利用できるサービス。介護保険または障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定を受けることにより提供される。
居宅介護支援事業所	要介護認定者が自宅で自立した生活をするため、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成やサービス調整を行う事業所。
子育て支援センター	子育て家庭が抱える育児不安等に対して、相談指導及び子育てサークル活動の支援を通して、地域全体の子育て支援活動を行う拠点。
子育て世代包括支援センター	主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、もって地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的とする機関。
コミュニティソーシャルワーカー	地域で困りごとを抱える人を支援するため、地域の人材や制度、サービス、住民の援助などを組み合わせたり、新しい仕組みづくりのための調整やコーディネートを行ったりする役割を担う人材。

さ行

市民活動センター	市民活動、ボランティア活動、町内会活動等の支援を目的として設置された機関。市民活動に関する相談、活動資金に関する助言、各種講座の案内、活動場所の提供、団体同士のマッチング等を行っている。
障害者相談支援事業所	障害者の福祉に関する様々な問題について、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助も行う事業所。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防の基盤を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人材。
成年後見支援センター	認知症・知的障害・精神障害などで判断能力が不十分な人が安心して暮らすことができるよう、成年後見制度の利用に関する相談や支援を行う。
成年後見制度利用促進基本計画	[成年後見制度の利用の促進に関する法律]に基づく国の[成年後見制度利用促進基本計画]を勘案し、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策について定めた計画。

た行

ダブルケア	1人の人や1つの世帯が同時期に介護と育児など、複数の支援の負担や責任に負っている状態。
地域福祉計画推進委員会	本計画の策定後の進行状況の管理及び評価を行うとともに、計画の推進について必要な事項を協議するための会議体。
地域包括ケアシステム	団塊の世代が75歳以上となる令和7年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、医療、介護、生活支援・介護予防、住まいが一体的かつ包括的に提供される社会的な仕組みのこと。
地域包括支援センター	平成18年4月1日からの[介護保険法]の改正に伴い創設された機関。地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止など様々な課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取り組みを実践していくことを主な業務としている。
出前講座	市の職員が講師となり、市の仕事や市民生活に役立つ情報などを地域に出向いて説明する事業。

な行

日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障害者や精神障害者などで、契約などの判断や、金銭管理、書類管理などに不安のある人に対して、福祉サービスに関する利用手続き、日常的な金銭の出し入れや事務手続き、大切な書類の預かりなどを支援する事業。
------------	---

は行

8050問題	主に50歳代の引きこもりの子どもを、主に80歳代の親が養っている状態にあり、孤立や生活の行き詰まりなどの問題を抱えていること。
パブリックコメント	市の基本的な政策等の策定に当たり、当該策定しようとする政策等の趣旨、目的、内容その他必要な事項を広く公表し、市民等から意見や情報などを募集するもの。
引きこもり	様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、家庭にとどまり続けている状態。
避難行動要支援者	要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人）のうち、災害が発生、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人で、円滑かつ迅速な避難の確保に特に支援を要する人。
福祉実践教室	障害者への正しい理解と福祉向上を目指すことを目的に、学生を対象に、社協の主催で実施するもの。
ふれあい農園	老人クラブと保育園児等、市民が交流を楽しみながら農作物の栽培・収穫を行う農園。
へきなん健康づくり21プラン	〔健康増進法〕に基づく〔市町村健康増進計画〕。健康寿命の延伸と生活の質の向上を実現することを目的に、健康づくりに関する施策を示している。
碧南市高齢者ほっとプラン	〔老人福祉法〕に基づき、高齢者の福祉の増進を図るために定める〔市町村老人福祉計画（高齢者福祉計画）〕と、〔介護保険法〕に基づき、介護保険事業の円滑な実施を図るために定める〔市町村介護保険事業計画〕を一体的に策定した計画。
碧南市子ども・子育て支援事業計画	〔子ども・子育て支援法〕に基づく〔市町村子ども・子育て支援事業計画〕。教育・保育及び地域・子ども子育て支援事業の提供体制の確保内容及び実施時期や、〔子ども・子育て支援法〕に基づく業務の円滑な実施に関する内容を定めている。
へきなん自殺対策計画	〔自殺対策基本法〕に基づく〔市町村自殺対策計画〕。市民の誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すための施策を示している。

碧南市生涯学習推進計画	本市の総合的な生涯学習推進の指針として、生涯学習関連事業の基本的な考え方や方向性を明らかにした計画。
碧南市総合計画	市の最上位計画であり、めざすまちの姿、まちづくりの目標、まちづくり戦略、分野別の基本施策を示している。
碧南市地域防災計画	〔災害対策基本法〕に基づき、碧南市防災会議が本市の地域に係る防災計画として作成する〔市町村地域防災計画〕。大規模な地震災害に対処すべき措置事項を中心に定めた〔地震・津波災害対策計画〕編と、風水害等の災害に対処すべき措置事項を中心に定めた〔風水害等災害対策計画〕編がある。
へきなん障害者ハーモニープラン	〔障害者基本法〕に基づき、障害者のための施策に関する基本的な事項を定めた〔市町村障害者計画〕と、〔障害者総合支援法〕〔児童福祉法〕に基づき、障害福祉サービス等の必要な見込量及びその確保の方策を定めた〔市町村障害福祉計画〕〔市町村障害児福祉計画〕を一体的に策定した計画。
防災リーダー養成講座	地域において、防災リーダーとして活動を率先して実践していく人材の育成を目的とした研修。
法人後見	社会福祉法人や社団法人、NPO等の法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。

や行

ユニバーサルデザイン	年齢、性別、障害の有無にかかわらず、人々が製品や施設、生活環境等を利用しやすいよう、はじめからデザインする考え方。
------------	---

へきなん地域福祉ハッピープラン

第3次碧南市地域福祉計画 第5次碧南市社会福祉協議会地域福祉活動計画

発行：碧南市福祉こども部福祉課
〒447-8601 愛知県碧南市松本町28番地
TEL：0566-95-9884(直通)
FAX：0566-48-2940
Web：<https://www.city.hekinan.lg.jp/>



発行：社会福祉法人碧南市社会福祉協議会 地域福祉課
〒447-0869 愛知県碧南市山神町8丁目35番地
TEL：0566-46-3702(代表)
FAX：0566-48-6522
Web：<https://www.hekinan-shakyo.jp/>

